第2部 降がい者福祉計画 第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実 第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実 事業推進の考え方 下葉推進の考え方 下葉推進の考え方 下葉推進の考え方 下葉性のようないます。 下まれる場所においる支援を生産を通じないます。 下まれるの生活 下まれるの発性的 下まれるの発生の 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 下まれる配表の表別の 下まれる配表の表別を 下まれる配表の表別を 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 下まれる配表の表別を 下まれる配表の表別を 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 下まれる配表の表別を 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 下まれる配表が必要です。 「たまの財産の政権が必要です。 「たまの財産の 下まれる配金のでは 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 「にも物が他が記録が必要です。 「まれの財産の 下まれる場合があるため、健康の保持・増進 「にも特別を配慮が必要です。 「にも特別を配慮が必要です。 「まれの財産が必要です。 「まれの財産が必要です。 「まれの財産が関連するものの人物では、自然が増加しており、その背景には多様かつ複合の要因が関連するものの、 下まな接近では、まれの財産が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策が、対策	
事業推進の考え方	
歴がい者が、心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活 ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を生涯を通じ て効果的に行うことが重要です。 保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康 増進事業が重要です。 特に、障がいよる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの 重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要です。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次教急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの 充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 適度においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発 達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのた めに、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育で支援の取り組み等と連携を図り込がら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 お表すの発生を招き、二次度がいの重度化を防ぐことが期待されます。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの 充実や保健・医療と福祉サービスとの連携を関いた。 この作品を防ぐことが期待されます。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。 表育、教育機関等や、地域での子育で支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要です。そのた かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
こーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を生涯を通じて効果的に行うことが重要です。 保健や野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康増進事業が重要です。 特に、降がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化を力が高いた。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特にうの病毒の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 家育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、通切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 また、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。 素育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達及所での課題を早期に発見し、通切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、通切な支援にしないでいくことが重要となります。 また、降がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。 また、降がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の表しないで、テンド・ディスを関係での課題を早期に発見し、通切な支援につないでいくことが重要となります。 また、降がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の表しないで、テンド・ディスを表します。 また、降がい時に対して、発達のとしていることを踏まえて、降がいのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見していることを踏まえて、降がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
て効果的に行うことが重要です。 保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康 増進事業が重要です。特に、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの 重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要で す。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うう病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの 充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 接官においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 第音・教育においては、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康 増進事業が重要です。特に、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの 重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要で す。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整 備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの 充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 建段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのた めに、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援を同り取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援を見ます。	
増進事業が重要です。特に、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいめ 重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要です。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次敷急医療の充実や小児二次医療体制の整 備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 連段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要です。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 「大きや保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 を変略での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 おうながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 また、障がいおいのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要となります。 おうながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、2010年のよりによります。 また、障がいちに成長するように支援するものであって、良質がいった。対していることを踏まえて、に対いのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見していることを踏まえて、に対いのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
す。 近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 赤育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特に うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に 向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次数急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されままた、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されままた、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されままた、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されままた、障がい者が安心して地域で暮らせるよう。障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。 また、障がいやある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達の内で表していくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 おうことを発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要となります。 おうことを発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
うつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に に、うつ病等の精神疾患が関連することが多くなっていることから、心の健康への適 切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 赤育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 お子ともや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要となります。	
向けた適切な支援が重要です。 医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図めい、コースに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要となります。	
医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。 また、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。 療育・教育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を見まれていることを踏まえて、障がいのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見、 また、障がいが表していることを踏まえて、障がいのある子どもに対して、発達段階での課題を関すれていることを踏まえて、障がいのある子どもに対して、発達段階での課題を関すれていることを踏まえて、際がいのある子どもに対して、発達段階での課題を関すれている。	
 備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見していくことが重要となります。 	
 備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。 また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。 療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育で支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見していくことが重要となります。 	
また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの 充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。	
充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。	
療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発 達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのた めに、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図 りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのた めに、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図 りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。	
めに、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図 かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのありながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。 る子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見	
し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育 【追加】	
機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切┃○特別支援学級教員	等に対する専門
学校 <mark>教育</mark> においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・ れ目のない支援をしていくことが重要となります。	修(マニフェス
保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状 学校においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育 ト)	
況に応じ、 <u>生活や学習上の困難を改善または克服するため必要な支援などを行う特別</u> からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に	
<u>支援教育の充実</u> に取り組んでいく必要があります。 応じた特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。 □	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
1 保健・医療サービス等の充実	1 保健・医療サービス等の充実	
疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に	疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に	
応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指	応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指	
導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。	導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。	
また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に	また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に	
対する医療サービスの充実に努めます。	対する医療サービスの充実に努めます。	
(1) 保健サービスの充実	(1) 保健サービスの充実	
■母子保健事業	■母子保健事業	【追加】
障がいの <mark>早期発見・早期対応</mark> を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うととも	障がいの予防や早期発見を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うとともに、	○健康診断等を活用した早期発見、
に、母子の健康の保持増進を図るため、 <mark>母子健康手帳の交付、妊娠期の各種教室、妊</mark>	母子の健康の保持増進を図るため、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教	医療機関と児童福祉施設等との連携
<u>産婦への相談事業・保健指導</u> 、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教室、	室、調理実習等を行います。	による早期療育の実施(マニフェス
調理実習等を行います。		F)
・母子健康手帳交付	(新設)	
母子健康手帳交付時には、マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接してケアプ		【新設】
ランを作成し、妊娠中から産後4か月頃までの母子を継続して支援します。		○健康診断等を活用した早期発見、
・ <u>産後ケア事業</u>		医療機関と児童福祉施設等との連携
産褥期に家族などから産後の援助が受けられず、自身の体調や育児に不安のある産婦		による早期療育の実施(マニフェス
が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケアなど		F)
を実施します。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
・母子保健訪問指導	・母子保健訪問指導	
「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問に	「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問に	
より、妊産婦、乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親	より、妊産婦・乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親	
子の健康の保持増進を図ります。 また、未熟児訪問指導を実施し、 <mark>リスクの</mark> 高い乳児	子の健康の保持増進を図ります。 また、未熟児訪問指導を実施し、よりリスクの高い	
の在宅生活を支援し <mark>ま</mark> す。	乳児の在宅生活を支援しています。	
・母子保健指導	・母子保健指導	
母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが	母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが	
効果的であり、「パパママ教室」 <mark>「パパ講座」</mark> 「おやこ広場」「 <mark>はじめての離乳食講</mark>	効果的であり、「パパママ教室」「おやこ広場」「初めての離乳食講習会」等の教室	
<mark>習会</mark> 」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保	や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正し	
健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	い知識の普及啓発を図ります。	
・妊婦、乳幼児健康診査	・妊婦・乳幼児健康診査	
妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出	妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出	
産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な	産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な	
発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の	発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の	
指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な	指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な	
診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。	診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。	
■健康増進事業	■健康増進事業	
章がいの有無にかかわらず、疾病の予防および軽減を図り、健康の保持増進に努める	障がいの有無にかかわらず、疾病の予防及び軽減を図り、健康の保持増進に努めるこ	
ことが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検(健)診、健康教育、健康	とが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検(健)診、健康教育、健康相	
相談等の事業を実施します。	談等の事業を実施します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
・各種検(健)診	・各種検(健)診	
がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、各	がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、	
種がん検診、各種健診等を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な	胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診及び健康診査	
人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。	を実施し、早期発見・早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動	
・健康教育	等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。	
「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活	・健康教育	
習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保	「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生	
持増進を図ります。	活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の	
・健康相談	保持増進を図ります。	
家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の	・健康相談	
特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。	家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人	
・訪問指導	の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。	
療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関とも	・訪問指導	
連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。	療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関と	
	も連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
■心の健康	■心の健康	
心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわす <mark>こと</mark> や適度な運動、休養 <mark>などの</mark> 日	心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわす方法や適度な運動、休養をとるな	
常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者や障がい者を支える家族が心の健康を崩	ど日常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者をはじめ、障がい者を支える家族が	
し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進に向けた <mark>普及</mark>	心の健康を崩し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進	
啓発を図ります。	に向けた取り組みを啓発します。	
また、健康相談等の <mark>機会をとらえ</mark> 、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機	また、健康相談等の場面において、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機	
関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な	関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な	
治療へつなげます。	治療へつなげます。	
さらに <mark>自殺は、</mark> 本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に	さらに、自殺予防の取り組みに関し、自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだ	
大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。この	けでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体に	
ような悲劇を招かないよう、国や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかけ	とっても大きな損失であるとの認識が必要です。このような悲劇を招かないよう、国	
がえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめ	や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重さ	
ざします。あわせて、周囲の人間がうつ症状等に早期に気づき、適切な対応を行うこ	れ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。	【追加】
とができるよう、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発を図ります。	自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることから、周囲の人間がうつ症状等に	○NPOや県と連携した具体的な引
また近年、不登校・ニート・ひきこもり等が社会問題化する中、その解決に向けて各	早期に気づき、適切な対応を行うことができるよう、メンタルヘルスに関する知識や	きこもり対策、自殺対策の推進(マ
関係機関と連携しながら取り組みます。	自殺予防に関する普及や啓発に努めます。	ニフェスト)
・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」	・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」	
身近な場所で安心して心配ごとや不安などを相談できる機会を提供し、悩みを抱える	身近な場所で安心して心配ごとや不安などを相談できる機会を提供し、悩みを抱える	
人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心	人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心	
理士による相談を行います。	理士による相談を行います。	
・生駒市子ども・若者支援ネットワーク	(新設)	
平成29年3月に新たに設置した、行政機関、NPO団体、学識経験者等による協議会で		 【新規】
す。不登校・ニート・ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者が、就学や就		【 체 祝】 ○子ども・若者支援ネットワークの
業など自立した社会生活を営むことができるよう、「生駒市子ども・若者総合相談窓		
口」での相談等を通じて支援を行います。		設置

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
(2)医療サービス等の充実	(2)医療サービス等の充実	
■医療と保健・福祉との連携	■医療と保健・福祉との連携	
障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい特性の理解	障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい特性の理解	
を図りつつ、医師会等の協力のもと医療と保健・福祉の連携に努めます。	を図りつつ、医師会等の協力のもと医療と保健・福祉の連携に努めます。	
そのため、医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、在宅生	そのため、医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、在宅生	
活をスムーズに送れるよう、市立病院を含む地域の病院や診療所等との医療ネット	活をスムーズに送れるよう、市立病院を含む地域の病院や診療所等との医療ネット	
ワークの構築に努め、保健福祉施設等との連携を推進します。	ワークの構築に努め、保健福祉施設等との連携を推進します。	
・市立病院	・市立病院の開院	
生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ります。	平成27年度に生駒市立病院を開院することにより、二次救急医療や小児二次医療の充	
また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材	実を図ります。また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応	
等を活用するとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合に、人工透析者の	急用医療資機材等を備えるとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合で	
受け入れを行います。	も、人工透析者の受け入れが可能な機能も確保します。	
・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	(新設)	
意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中において医療従事者とのコミュニケー		
ションを支援するため、サービス提供事業所から支援者を派遣します。		₹±€≡₽₹
・心身障がい者(児)歯科診療	・心身障がい者(児)歯科診療	【新設】
一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者(児)に対し、奈良県心身障害者歯科	一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者(児)に対し、奈良県心身障害者歯科	○重度障がい者入院時コミュニケー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
衛生診療所において必要な治療を行います。	衛生診療所において必要な治療を行います。	ション支援事業(施政方針)
・在宅重度身体障がい者訪問診査	・在宅重度身体障がい者訪問診査	
在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師	在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師	
等が訪問して診査又は助言、指導を行います。	等が訪問して診査又は助言、指導を行います。	
・訪問看護	・訪問看護	
重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、	重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、	
主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。	主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。	

第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
■自立支援医療費の給付	
自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神通院医療を実	
施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の	
普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。	
・更生医療	
18 歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障	
がいの軽減又は機能回復を図ります。	
・育成医療	
18 歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障が	
いを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図	
ります。	
・精神通院医療(県事業)	
精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。	
■その他の医療費公費助成	
・精神障害者医療費助成事業	
自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担	
金に対する助成を行います。	
また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する	
助成をすすめていきます。	
・心身障害者(重度心身障害老人等)医療費助成制度	
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による	
給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。	
なお、他の福祉医療助成制度とともに、今後、社会保障経費が増大する中において	
も、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。	
・指定難病の医療費助成制度	
難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関が連携	
し、相談や治療に対する公費助成も含めて、患者等の療養生活を支援します。	
	第2部 障がい者福祉計画 第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実 ■自立支援医療費の給付 自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。 ・更生医療 18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。 ・育成医療 18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。 ・精神通院医療(県事業)精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。 ■その他の医療費公費助成・精神障害者医療費助成事業自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担金に対する助成を行います。 また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する助成をすすめていきます。 ・心身障害者「帳」・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。なお、他の福祉医療助成制度とともに、今後、社会保障経費が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。・指定難病の医療費助成制度 難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関が連携

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
2早期療育・教育の充実	2 早期療育・教育の充実	
障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、乳幼児期の発達	障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、保護者の不安や	
を促し、障がいの状態の改善に寄与するとともに、保護者の不安や悩みに応えるうえ	悩みに応え、乳幼児期の発達を促すとともに、障がいの状態の改善に寄与するなど、	
でも重要な施策となります。	重要な施策となります。	
誰もが"自分らしい"生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援	誰もが"自分らしい"生活を送ることができるよう、一人ひとりの生涯を通じた支援を	
を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教	推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育	
育を充実させます。	を充実します。	
(1) 早期療育の充実	(1) 早期療育の充実	
■障がい児の保育・教育の充実	■障がい児の保育・教育の充実	
障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づく	障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づく	
りをめざすとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適	りをめざすとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適	【追加】
切な支援を行い、基本的生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児	切な支援を行い、基本的生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児	○医療機関や児童福祉施設等との連
一人ひとりが総合的に成長することをめざし、保育所や幼稚園等において「共に学	一人ひとりが総合的に成長することをめざし、保育所や幼稚園等において「共に学	携による早期療育の推進(マニフェ
び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また、障がい児とその家族の要望を踏	び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また地域における療育体制の整備を図	スト)
まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に努め <u>、地域における療育体制の整備を図</u>	るため、障がい児とその家族の要望を踏まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に	
<u>ります。</u>	努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
・保育所等における障がい児保育事業	・保育所等における障がい児保育事業	
障がいを有する児童が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、集団保育が可能	保育所等で実施する集団保育が可能な障がいを有する児童が、家庭の状況により保育	
な範囲で保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて保育士、指導員を	を必要とする場合に、保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて加配	
加配し、集団保育の中で心身の発達を促進します。	保育士、指導員を配置し、集団保育の中で心身の発達を促進します。	
・幼稚園における特別支援教育	・幼稚園における特別支援教育	
障がいのある幼児の受け入れにあたっては、教員の <mark>加配</mark> や環境整備を行い、特別支援	障がいのある幼児の受け入れにあたっては、加配教員の配置や環境整備を行い、特別	
教育の充実を図ります。	支援教育の充実を図ります。	
・児童発達支援・医療型児童発達支援	・児童発達支援・医療型児童発達支援	
障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活に	障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活に	
おける基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習	おける基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、	
得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。	集団生活への適応訓練、治療等を行います。	
・放課後等デイサービス	・放課後等デイサービス	
学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力	
向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとと	向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとと	
もに、放課後等の居場所を提供します。	もに、放課後等の居場所を提供します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
■相談支援の充実	■相談支援の充実	
障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、専門機関・専門職、家庭や地	障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、関係者や家庭、または地域等	
域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要	が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要で	
です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるととも	す。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、	
に、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。	関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。	
・障がい児相談支援体制の充実	・障がい児相談支援体制の充実	
生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉	1	
	強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に	
遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。	遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。	
<u> </u>	また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に	
努めます。	努めます。	
・家庭児童相談(こどもサポートセンターゆう)	・家庭児童相談(こどもサポートセンターゆう)	
 児童に関わる問題が複雑化・多様化するなか、18歳未満の児童に関するあらゆる問題	 児童に関わる問題が複雑多様化しているため、18歳未満の児童に関するあらゆる問題	
 について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。	について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。	
・教育相談	・教育相談	
児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談	児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談	
やカウンセリングを行います。	への対応やカウンセリングを行います。	
・就学指導	・就学指導	
障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導	障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導	
委員会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関と連携して	委員会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関と連携して	
就学指導を行います。	就学指導を行います。	
・ことばの教室	・ことばの教室	
発音やことば、コミュニケーション等、子どもの発達について相談や適切な指導を行	発音やことば、コミュニケーション等、子どもの発達について相談や適切な指導を行	
います。	います。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
・通級指導教室エル	・通級指導教室エル	
ことばの遅れや認知に偏りを持つ小学生を対象に、学習に取り組むために必要な姿勢	ことばの遅れや認知に偏りを持つ小学生を対象に、学習に取り組むために必要な姿勢	
を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行いま	を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行いま	
す。	す。	
・スクールカウンセラーの設置	・スクールカウンセラーの設置	
専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校に配置	専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校に配置	
し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。	し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。	 【新設】
・スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー合同交流会の実施	・思春期保健相談(県事業)	
市で雇用しているスクールソーシャルワーカーおよび各校に配置しているスクールカ	思春期精神保健などに関する相談指導を行います。	○スクールソーシャルワーカーおよ びスクールカウンセラー合同交流会
ウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催し情報共有を行	・サポートブックいこま「たけまるノート」の活用	の実施
い、市の教育相談体制の充実を図ります。	障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児を取り巻く保護者や学校、医療、福	00美施
・思春期相談事業(県事業)	祉などの支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「た	
思春期精神保健などに関する相談指導を行います。	けまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。	
・サポートブックいこま「たけまるノート」の活用		
障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児 <mark>の</mark> 保護者、学校、医療や福祉などの		
支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまる		
ノート」により情報を共有し、連携を図ります。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
(2)教育の充実	(2)教育の充実	
学校教育においては、障がいのある子どもとない子どもが、「共に学び、共に育つ」	学校教育においては、障がいのある子どもとない子どもが、「共に学び、共に育つ」	
教育が必要です。また、障がいのあるこども <mark>が</mark> 自らの生活や進路を選択できるよう保	教育が必要です。また、障がいのある子どもとその保護者が自らの生活や進路を選択	
護者の意向も踏まえながら、自立支援に配慮し、個々の障がいや発達状況等に応じた	できるよう保護者の意向も踏まえながら、自立支援に配慮し、個々の障がいや発達状	
教育内容や指導等、特別支援教育の充実に努めます。	況等に応じた教育内容や指導等、特別支援教育の充実に努めます。	
■研修会、研究会等の整備	■研修会、研究会等の整備	
特別支援教育は、「障がい」もその人の個性としてとらえ、「共に学び、共に育つ」	特別支援教育は、「障がい」もその人の個性としてとらえ、「共に学び、共に育つ」	
環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての知識	環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての知識	
や理解を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究	や理解を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究	
の機会を整備します。	の機会を整備します。	
・特別支援教育コーディネーターの配置、研修	・特別支援教育コーディネーターの配置、研修	
特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制	特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制	
を充実させます。 <u>年間を通じて特別支援コーディネーター研修を実施し、コーディ</u>	を充実させます。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を	
<u>ネーターの資質向上とともに、各校に持ち帰り、教員への伝達・指導を行います</u> 。ま	実施します。	
た、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。	・特別支援教育研究会の設置	【新設】
・特別支援教育研究会の設置	小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図りま	○専門家と提携し特別支援学級の教
小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図りま	す。	員等に対するアドバイス・研修を強
す。		化 (マニフェスト)
・特別支援教育講演会の実施		
8月に特別支援教育の専門家を招請して教育委員会主催の特別支援教育講演会を開催		
し、特別支援教育に対する教員の資質向上を図ります。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
■教育環境等の整備充実	■教育環境等の整備充実	
学校施設において、 <mark>児童生徒</mark> が障がい <mark>のために</mark> 不利益を受け <mark>ることが</mark> ないよう、学習	学校施設において、障がいのある子どもが不利益を受けないよう、学習環境の整備、	
環境の整備、改善に努めます。	改善に努めます。	
・タブレット等ICT技術を活用した療育・学習活動の強化	(新設)	【新設】
タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学		
習支援を行う等、ICT技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。		○ICT技術を活用した療育・学習支
		援、専門家採用(マニフェスト)
・小・中学校における <mark>施設のバリアフリー化</mark>	・小・中学校における身体障がい児対応の施設改良	
小・中学校における障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設	小・中学校における身体障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの	
置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。	設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。	
・特別支援教育就学奨励費	・特別支援教育就学奨励費	
小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するた	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するた	
め、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。	め、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを <mark>踏</mark>	障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを把	
まえ、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域	握し、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域	
生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。	生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。	
障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する	障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する	
制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、	制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、	
サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。	サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。	
また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通してその解決	また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通して課題解決	【大字】
に取り組むことが必要です。障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサー	に取り組むことが必要です。本市においては、障がい者のニーズに対して、今後不足	【充実】
ビスもあります。本市においては、重度心身障害者(児)福祉年金を廃止した経緯も	が見込まれるサービスもあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービスや地域生活	○地域生活支援拠点機能の充実
あり、特に、就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系	への移行に伴う居住系サービス等の充実及び障がい者の高齢化・重度化や「親亡き	
サービス <mark>や</mark> 障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた <u>地域生活支援拠点機</u>	後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいく必要があります。	
<u>能の充実</u> に取り組みます。	さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設など	
さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設など	の整備、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。	
の整備に加え、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきま		
す。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
1生活支援にかかるサービスの充実	1 生活支援にかかるサービスの充実	
障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライ	障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライ	
フステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。	フステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。	
施設入所者の地域生活への移行および就労支援については、国の基本指針に基づきそ	障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本指針に基	
れぞれの成果目標を設定することとします。	づきそれぞれの成果目標を設定することとします。	
平成32年度末までの地域生活への移行は、平成28年度末時点における施設入所者の9	平成29年度末までの地域生活への移行は、平成25年度末時点における施設入所者の12	
パーセント以上を基本とし、 <u>「施設入所者の地域生活への移行者数7人</u> 」とするとと	パーセント以上を基本とし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数9人」とす	【目標設定】
もに、平成32年度末までに、平成2 <mark>8</mark> 年度末時点の入所者数の2パーセント以上の削減	るとともに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の入所者数の4パーセント以上	○施設入所者の地域生活への移行7
を基本とし、 <u>「施設入所者の削減者数<mark>2</mark>人」</u> を計上するものとします。	の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数3人」を計上するものとします。	人、施設入所者の削減数2人
また、就労支援については、福祉施設 <mark>から</mark> 一般就労への移行を、平成28年度の移行実	また、就労支援については、福祉施設からの一般就労への移行を、平成24 年度中の移	【充実】
續の1.5倍以上とすることを基本として、平成32年度の「福祉施設から一般就労への移	行実績の2倍以上とすることを基本として、平成29年度中の「福祉施設から一般就労	○地域生活支援拠点機能の充実
行者数18人」を計上するものとします。	への移行者数10 人」を計上するものとします。	
さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として <u>平成29年11月に整備した地域</u>	さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生	
<u>生活支援拠点機能の充実</u> に努めます。	活支援拠点を1か所整備するよう努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(1) 訪問系サービスの充実	(1)訪問系サービスの充実	
一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保	一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保	
に努めます。	に努めます。	
■居宅介護 (ホームヘルプサービス)	■居宅介護 (ホームヘルプサービス)	
日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい	日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい	
者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生	者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生	
活上の介護等を行います。	活上の介護等を行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
利用実績は増加傾向にあり、サービス量の確保に努めます。見込量は、利用実績に加	利用量の大幅な増加はありませんが、今後は施設入所者や長期入院している精神障が	
え、施設入所者や長期入院している精神障がい者等の地域移行等を勘案して算出して	い者等の重度障がい者等の地域移行も踏まえ、利用量が増加すると想定されることか 📗	
います。	ら、必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び地域移行等を	
平成27年度 (実績) 平成29年度 (実績) 平成30年度 (見通し) 平成30年度 (計画) (計画)	勘案して算出しています。 (3年度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	
居宅介護 (ホームヘルプ サービス) 利用時間 2.220 2.270 2.226 2.261 2.297 2.333 利用者数 115 122 124 126 128 130	居宅介護 利用時間 1.823 1.855 2.002 2.076 2.153 2.233 利用者数 113 107 111 115 119 124	

	早かい有価値計画(弟Z部)新旧刈照衣(条 <i>)</i> 			
第5期計画(素案)	第4期計画	備考		
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画			
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制			
■重度訪問介護	■重度訪問介護			
常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障が	常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障が			
い者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常	い者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常			
生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護や入院中の支援	生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行い			
を総合的に行います。	ます。			
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	【追加】		
利用対象者が限定されたサービスであるため、 <mark>利用実績</mark> の大幅な増加はありません	績 の大幅な増加はありません 利用対象者が限定されたサービスであるため、実績数値の大幅な増加はありません			
が、 <u>平成30年度から入院先での利用が可能となることや</u> 重度障がい者等の地域移行も	が、平成26年度からの法改正に基づくサービス利用対象者の拡大と、重度障がい者	○H30~重度訪問介護訪問先の拡大		
踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見	等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保	(入院先)		
込量は <mark>利用実績</mark> と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。	に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出していま			
	す。			
YRX27年度 YRX28年度 YRX29年度 YRX30年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 YRX31年度 (計画) (計画) YRX31年度 YRX311年度 YRX3111年度 YRX3111年度 YRX3111年度 YRX3111年度 YRX3111年度 YRX3111年度 YRX31111年度 YRX31111年度 YRX311111年度 YRX3111111 YRX311111 YRX3111111 YRX3111111 YRX311111 YRX311111 YRX311111 YRX31111111 YRX311111 YRX311111 YRX31111111 YRX3111111 YRX311111111 YRX31111111 YRX3111111 YRX3111111111 YRX31111111	(84度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 重度訪問介 利用時間 284 332 518 622 726 829 介護利用者数 2 4 5 6 7 8			
■重度障害者等包括支援	■重度障害者等包括支援			
常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日	常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日			
常生活上の介護等を総合的に行います。	常生活上の介護等を総合的に行います。			
サービスの特性上、対象者が限られ利用実績はありませんが、今後必要となる場合に	サービスの特性上、対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適			
は適切なサービス提供を行います。	切なサービス提供を行います。			

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■行動援護	■行動援護	
知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者	
が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。	が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のも	障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のも	
と、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は	と、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は	
利用実績と伸び率を勘案して算出しています。	利用実績と伸び率を勘案して算出しています。	
(実績) (実績) (見通し) (計画) (計画) 利用時間 633 643 703 729 756 782 利用者数 46 51 53 55 57 59	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 行動援護 利用時間 614 532 545 565 586 608 利用者数 45 41 42 44 46 48	
	■訪問入浴サービス	
通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を		
	行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生		
活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実	[]	
績に基づき現状維持で算出しています。 	績に基づき現状維持で算出しています。	
YRIQ 27年度 YRIQ 27年度 YRIQ 29年度 YRIQ 29年度 YRIQ 30年度 YRIQ 30年度 YRIQ 30年度 YRIQ 30年度 YRIQ 30年度 (計画) YRIQ 30年度 (TRIQ	(8年度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 訪問入浴 利用者数 1 1 1 1 1 1 1 1	

第3期生刷印刷。 	草かい者偏祉計画(弟Z部)新旧灯照表(案 <i>)</i> 	
第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(2)日中活動系サービスの充実	(2) 日中活動系サービスの充実	
特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たな	利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう、生活支援や就労支援のサービスの提	
ニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得て、日中活動系サービス <mark>提供体制の</mark>	供体制の整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から	
整備に努めます。特に市内での就労機会拡大を図るため、生駒山麓公園等において就	地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得	
労支援を中心とした日中活動支援体制の整備に取り組みます。	て、障がい者の就労支援を中心とした日中活動系サービスの提供施設を開設すること	 【充実】
市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所の協力を得て、利	により、サービス提供体制の整備に努めます。市内だけでは確保が難しい福祉サービ	【ルス】 ○牛駒山麓公園等での日中活動支援
用施設の確保に努めるとともに、連携強化や情報提供の充実に努めます。	スについては、市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、連携	○ 主制山鹿公園寺 (の日中活動文法 体制の整備
また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービ		本前の登開
ス事業所(基準該当)の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供	また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービ	
体制の整備に努めます。	ス事業所(基準該当)の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供	
	体制の整備に努めます。	
■生活介護	■生活介護	
常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、	常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、	
入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種	入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種	
創作活動や生産活動が行えるよう支援します。	創作活動や生産活動が行えるよう支援します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
特別支援学校の卒業生が毎年度10人程度見込まれることや、入所施設等からの地域移	特別支援学校の卒業生が毎年度10人以上見込まれるとともに、入所施設等からの地域	
行の推進等により利用者の増加が予測されることから、サービス提供体制の整備を行	移行の推進等により、新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サー	
い必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出	ビス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び	
しています。	伸び率等を勘案して算出しています。	
年度 大き (大き) A年度 3月期 中成27年度 (実績) 平成29年度 (実績) 平成30年度 (計画) 平成31年度 (計画) (計画) (計画) 利用日数 4.461 4.683 4.830 5.021 5.211 5.401	(84度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 利用日数 3.750 3.965 4.155 4.340 4.617 4.801	
利用者数 232 244 254 264 274 284	利用者数 206 212 225 235 250 260	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	

■療養介護

おいて機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

|サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者に|サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者に |は重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要 |は重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要 |サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率を勘案して算出していま |サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出していま

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
療養介護	利用者数	12	13	13	13	13	14

■自立訓練

|障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生 |障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生 活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

市内に提供事業者が無く利用対象者が限定されるサービスですが、引き続き必要サー「市内に提供事業者が無く利用対象者も限定されるサービスですが、今後、自立訓練(生 出しています。

	<u> </u>						
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
自立訓練	利用日数	51	61	59	59	59	59
(機能訓練)	利用者数	4	4	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	40	81	77	77	77	77
	利用者数	3	5	5	5	5	5
宿泊型自立訓練	利用日数	62	4	26	26	26	26
16冶空日立訓練	利用者数	2	1	1	1	1	1

■療養介護

|医療を要し常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設に |医療を要し常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設に おいて機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

_	57							(各年度3月期)
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	療養介護	利用者数	10	12	12	12	13	13

■自立訓練

活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

<mark>|ビス量の確保に努めます。各サービスの見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算 |活訓練)は、施設入所者等の地域移行等により新規の利用希望者が増加することが予測</mark> されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。 各サービスの見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。

							(各年度3月期)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練	利用日数	48	40	48	48	48	48
(機能訓練)	利用者数	4	3	4	4	4	4
自立訓練	利用日数	78	136	136	136	306	306
(生活訓練)	利用者数	5	8	8	8	18	18
宿泊型	利用日数	31	93	93	93	93	93
自立訓練	利用者数	1	3	3	3	3	3

- 小平40/2 十四	■	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第5期計画(素案)	第4期計画	備考

■就労移行支援

| 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活に向けて、一般就労への円滑な移行を支援するため適切な サービス提供を行います。見込量は利用実績を勘案するとともに、国の基本指針に基 づき、平成28年度末の利用者数が平成32年度末には2割以上増加することをめざして 算出しています。

冬午度3日期

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
±0.04764=-±155	利用日数	328	388	395	428	445	461
就労移行支援	利用者数	20	23	24	26	27	28

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、 生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のた めに必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

| 障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、 利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。

連携強化や情報提供の充実に努めるともに、サービス提供体制の整備を行い、必要 ます。

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
就労継続支援	利用日数	780	842	975	1,102	1,229	1,356
A(雇用型)	利用者数	38	40	46	52	58	64
就労継続支援	利用日数	1,455	1,437	1,427	1,539	1,652	1,764
B(非雇用型)	利用者数	88	85	89	96	103	110

|■就労移行支援

|就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就 |就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

| 障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移 | 「行支援事業の活用を推進するため、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量 の確保に努めます。見込量は、国の基本指針に基づき、平成29年度末の利用者数を平 成25年度末から6割以上の増加をめざし、利用実績及び伸び率等を勘案して算出し ています。

2	年	œ	3	P	甘田	1

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行	利用日数	407	481	613	683	946	1,016
支 援	利用者数	25	31	35	39	54	58

■就労継続支援

|通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、 |生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のた めに必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、 利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。

|また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との |また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との |連携強化や情報提供の充実に努めるともに、サービス提供体制の整備を行い、必要 サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出してい│サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出してい ます。

(+ + + 0 DHC)

							(廿年及3月朔)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続	利用日数	392	473	572	660	881	969
(雇用型)	利用者数	18	22	26	30	40	44
就労継続	利用日数	1,073	1,201	1,404	1,529	1,841	1,966
(非雇用型)	利用者数	70	77	90	98	118	126

【目標設定】

○H32年度末には利用者が2割以上

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
	(新設)	
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生		
活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解		
決に向けて必要となる支援を行います。		
【実績・今後の方向性と見込量】		 【新設】
平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から一般就労への移		- ****
行者数等を勘案して算出しています。		TO WASSING TO THE COLOR
SA 年度 3月期 平成27年度 (実績) 平成28年度 (実績) 平成29年度 (見通し) 平成30年度 (計画) 平成31年度 (計画) 就労定着支援 利用者数 - - - 2 5 9		
■短期入所	■短期入所	
介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい	介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい	
者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することに	者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することに	
より、障がい者の一時保護を行います。	より、障がい者の一時保護を行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
介護者の緊急時に直ちに対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。見込量は	介護者の緊急時に直ちに対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。平成26年	
利用実績と伸び率を勘案して算出しています。	度からは事業所との協力のもと、生駒市福祉センターの施設の活用により主に重度の	
	身体障がい者が利用できるよう、受け入れ事業所の拡大を推進しました。見込量は利	
短期入所 (ショートステイ) A用音数 第226 221 236 250 265 地間入所 (ショートステイ) 利用者数 39 43 46 49 52 55	用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。 (84度3月期) (84度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成29年度 145 136 183 188 193 198 198 193 30 31 36 37 38 39	
■地域活動支援センター	■地域活動支援センター	
障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。	障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
現在、市内に 2 か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を	現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を	
確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績に	確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績に	
基づき算出しています。	基づき算出しています。	
平成27年度 平成28年度 (実績) 平成29年度 (実績) 平成30年度 (計画) 平成31年度 平成32年度 (計画) 地域活動 支援センター 利用者数 99 80 80 80 80 80	(年度実人員) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 地 城 活 動 利用者数 97 93 97 97 97 97	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■日中一時支援	■日中一時支援	
主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等にお	主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等にお	
いて短時間の見守り、保護を行います。	いて短時間の見守り、保護を行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努	法改正に伴い、市内に児童通所支援の事業所が整備されたことから、児童の利用を中	
めます <mark>。</mark> 見込量は利用実績 <mark>と伸び率を勘案し</mark> て算出しています。	心に実績は減っていますが、介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協	
	力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績に基づき現状維持で算出して	
	います。	

夂石	TÜ.	2	\Box	ĦΑ
\neg \neg	-/	О.	т	- 只円

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
	利用日数	367	357	400	416	431	447
日中一時支援	利用者数	100	98	102	106	110	114

■児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活に おける基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、 集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

|に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発 |に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発 |達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要 ||達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要 となる場合には適切なサービス提供を行います。

		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
10 ± 3% ± ++10	利用日数	1,298	1,179	1,355	1,355	1,355	1,355
児童発達支援	利用者数	215	213	213	213	213	213

■児童発達支援・医療型児童発達支援

利用日数

利用者数

日中一時

684

141

| 障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活に おける基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、 集団生活への適応訓練、治療等を行います。

311

85

平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度

311

85

311

85

【実績・今後の方向性と見込量】

母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期│母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期 となる場合には適切なサービス提供を行います。

(各年度3月期)

(各年度3月期)

311

85

311

85

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達	利用日数	1,303	1,439	1,711	1,711	1,711	1,711
支 援	利用者数	212	197	205	205	205	205

第5期計画(素案)										第4	期計画				備考	
第2部 障がい者福祉計画							第2部	障がい者福祉	止計画							
第2章 地域生活のための総合的な支援体制							第2章	地域生活のカ	ための総合	的な支援体	s制					
■放課後等デイ	サービス							■放課後	等デイサーも	ごス						
学校通学中の障:	がい児に対	付して、放	課後や夏何	木み等の長	期休暇中	において、	生活能力	学校通学	中の障がいり	見に対して	、放課後や	夏休み等の	の長期休暇	中において	て、生活能力	
向上のための訓練	練等を継続	売的に提供	することに	こより、障	がい児の	自立を促済	進するとと	向上のた	めの訓練等な	を継続的に	提供するこ	ことにより、	障がい児	の自立を促	足進するとと	
もに、放課後等の	の居場所を	を提供しま	す。					もに、放	課後等の居場	易所を提供	します。					
【実績・今後の2	方向性と見	見込量】						【実績・今後の方向性と見込量】								
支援が必要な障:	がい児に通	適切なサー	ビスが提信	供できるよ	う、必要	サービス	量の確保に	支援が必	要な障がいり	見に適切な	サービスか	『提供でき	るよう、必	要サービス	ス量の確保に	
努めるとともに、	、学校との)連携によ	り効果的な	な支援が受	きけられる	体制づく	りに努めま	努めると	努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めま				くりに努めま 📗			
す。見込量は利力	用実績と伸	申び率を勘	案し算定	しています	•			す。見込	量は利用実績	責及び伸び	率に基づき	算出してい	ハます。			
							3月期								(各年度3月期)	
平成27年度 平成29年度 <mark>平成30年度 <mark>平成31年度 平成32年度</mark> (実績) (実績) (計画) (計画) (計画)</mark>									平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
放課後等	利用日数	1,597	1,967	2,014	2,307	2,601	2,894	放課後等		428		1,800	2,400	2,640	2,880	
デイサービス	利用者数	152	182	213	244	275	306		利用者数	59	100	150	200	220	240	

	うがい者福祉計画(第2部)新旧対照表(案) 	
第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(3)居住系サービスの充実	(3)居住系サービスの充実	
家族から自立して生活する場の確保に向けサービスの提供体制を整備します。また入	入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるととも	【追加】
所施設や医療機関から地域生活への移行 <mark>を目指し、共同生活援助、福祉ホーム、<u>自立</u></mark>	に、家族から自立して生活する場とし、事業者等の協力を得て、市内において共同生	○自立生活援助の新設(H30~)
<u>生活援助等のサービスに加え、地域生活支援拠点機能の充実により</u> 、一体的な支援を	活援助(グループホーム)のサービス提供体制の整備を推進します。	○地域生活拠点機能の充実
行います。		
■共同生活援助(グループホーム)	■ 共同生活援助 (グループホーム)	
地域において共同生活を営む障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共	
居において入浴、排せつなどの介護、家事援助、相談その他の日常生活上の援助を行	同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。	
います。	【実績・今後の方向性と見込量】	
【実績・今後の方向性と見込量】	施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立	
施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立	支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今	
支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今	後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所	
後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所	の協力を得て、事業所の開設を促進するともに、サービス提供体制の整備に努めま	
の協力を得て、事業所の開設を促進するともに、サービス提供体制の整備に努めま	す。見込量は利用実績等に基づき算出しています。なお、平成26年度から共同生活	
す。見込量は利用実績等に基づき算出しています。	介護と一元化されました。	
共同生活援助 (グループホーム) A日本数 日本の27年度 平成28年度 平成29年度 (実績) 平成30年度 (宗績) 平成31年度 (宗績) (宗人) 平成31年度 (宗人) (宗人) (宗人) (宗人) (宗人) (宗人) (宗人) (宗人)	(各年度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 共同生活援助 利用者数 2 2 41 44 65 68	
■施設入所支援	■施設入所支援	
在宅での生活が困難 <mark>で</mark> 施設 <mark>に</mark> 入所している障がい者に対して、主として夜間に、入	在宅での生活が困難な施設入所の障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せ	
浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	つ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対して	施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対して	
サービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。	サービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。	
	(名年度3月月) 平成24年度 平成25年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 施設入所支援 利用者数 68 68 67 66 65	

	早かい者届仕計画(弟2部)新旧対照表(柔 <i>)</i>	
第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■福祉ホーム	■福祉ホーム	
居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。ま	居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。ま	
た、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。	た、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
現在、本市には 5 年 \sim $\frac{10}{10}$ 年の中期的な入居施設として $\frac{1}{10}$ か所の福祉ホームがあります	現在、本市には5年~10年の中期的な入居施設として1か所の福祉ホームがありま	
が、今後、入居者の共同生活援助(グループホーム)への移行も図りながら、新規の	すが、今後、入居者の共同生活援助(グループホーム)への移行も図りながら、新規	
障がい者の受け入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービス	の障がい者の受け入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービ	
提供体制を勘案して算出しています。	ス提供体制を勘案して算出しています。	
福祉ホーム 高年度3月期 平成27年度 (実績) 平成28年度 (実績) 平成29年度 (見通し) 平成30年度 (計画) 平成31年度 平成32年度 (計画) (計画) 17 19 19 19 19 19 市外施設 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数	(8年度3月期)	
■自立生活援助	■共同生活介護(ケアホーム)	
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する	障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、	
知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等によ	排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	
り、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	【実績・今後の方向性と見込量】	 【新設】
【実績・今後の方向性と見込量】	法改正により平成26年度から共同生活介護は共同生活援助と一元化されました。	 ○自立生活援助の新設(H30~)
平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から地域生活への移		 【廃止】
行者等を勘案して算出しています。 各年度3月期 平成27年度 (実績) 平成29年度 (実績) 平成30年度 (別画) 平成31年度 (計画) 平成32年度 (計画) 自立生活援助 利用者数 - - 0 1 2	(名年度3月期) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 共同生活介護 利用者数 31 36 - - - -	○ケアホームは共同生活援助に統合
■地域生活支援拠点の機能充実	(新設)	
地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、自立し		【新設】
た生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えたものです。本		○地域生活支援拠点機能の充実
市は平成29年11月に整備しており、今後その機能の充実に努めます。		

		第	5期計画(新	素案)				第4期計画		備考
第2部 障がい	者福祉計画	Ī						部に障がい者福祉計画		
第2章 地域生	活のための	総合的な	支援体制					章 地域生活のための総合的な支援体制		
(4) 移動サー	ビスの推進)移動サービスの推進		
■移動支援								動支援		
障がい者が社会	生活上、外	出するこ	とが必要な	場合にお	いて、行	動する際に	生じる危	い者が社会生活上、外出することが必要な場	合において、行動する際に生じる危 📗	
険回避のための	援護や移動	中の介護	を行います					避のための援護や移動中の介護を行います。		
【実績・今後の	方向性と見	[込量]						績・今後の方向性と見込量】		
障がい者の社会	参加や自立	支援及び	介護者の負	担軽減の	ため、一	定の支給基	基準のも	い者の社会参加や自立支援及び介護者の負担	軽減のため、一定の支給基準のも	
と、必要に応じ	たサービス	量の確保	に努めます	。見込量	は利用実	績を勘案し	て算出し	必要に応じたサービスが提供できるよう、事	業所の確保に努めます。見込量は利	
ています。								績及び伸び率に基づき算出しています。		
		立はつて午時	平成28年度 5	7.00年度	平成20年度	各年度			(各年度3月期)	
		(実績)		+成29年度 (見通し)	(計画)	(計画)	(計画)	平成24年度 平成25年度 平成26年	F度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度	
70 Ft 100	利用時間	920	950	1,067	1,136	1,206	1,276	動 支援 利用時間 734 818 9	28 991 1,053 1,115	
移動支援	利用者数	82	100	107	114	121	128		94 101 107 113	
— = /- 1= = #						[V= 1101 = #		
■同行援護	/= -1							行援護		
								障がいにより行動上著しい困難を有する障が		
において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や <mark>排せつ</mark>					支援や援	護、食事や	が排せつ	いて、代筆や代読等、移動時における視覚的	情報の支援や援護、食事や排泄等、	
等、外出時に必	要となる援	動を行い	ます。					時に必要となる援助を行います。		
【実績・今後の	方向性と見	込量】						績・今後の方向性と見込量】		
10 24 pt 18, 14 a.	41 A 44 I = 12	4 4 4 15	- 1		11.5//		1	座がいせの社会を担め占土土垣のもは ウ		

|視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じた | 視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じた を勘案して算出しています。

						一一一一	3月期
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
同 仁採諾	利用時間	292	341	336	364	392	420
同行援護	利用者数	21	22	24	26	28	30

■障がい者等交通費等助成事業

障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、 電車、バス、タクシー乗車券の他、スポーツクラブ入会金や介護用品購入等に使える「電車、バス、タクシー利用券等を配布します。 「生きいきクーポン券」を配布します。

|サービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率 |サービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び 率に基づき算出しています。

							(各年度3月期)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用時間	174	203	216	244	271	298
司行援護	利用者数	13	14	16	18	20	22

■障がい者等交通費等助成事業

々左供り口知

| 障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、外出機会の促進を図ることを目的として、

今後、年々給付対象者が増えていく状況下において、市の財政状況等をかんがみ、見 直しを検討します。

【充実】

○生きいきクーポン券(H29~)

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■コミュニティバスの運行と利用支援	■コミュニティバスの運行と利用支援	
日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があ	日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があ	
り、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引を行って	り、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引をおこ	
います。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を	なっています。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行	
検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。	計画を検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。	
■自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成	■自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成	
一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習	一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習	
費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。	費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適	サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適	
切なサービス提供を行います。	切なサービス提供を行います。	
Sate geth 数 Sate geth 数 Sate geth 数 Prix 30 年度 (実績) (実績) (宗績) (別通し) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) 本統 (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) 日本 (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画)	(名年度実件数) 車成24年度 車成25年度 車成26年度 車成27年度 車成28年度 車成28年度 車成29年度 運転免許取得 利用件数 2 0 2 2 2 2 自動車改造費 利用件数 1 0 1 1 1 1	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(5) 福祉用具の給付等	(5) 福祉用具の給付等	
■補装具費の支給	■補装具費の支給	
身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車い	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車い	
す、補聴器等の補装具の交付 <u>・貸与・</u> 修理にかかる費用を助成します。	す、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
章がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を	障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を	【充実】
行います。見込量は利用実績を勘案して算出しています。	行います。見込量は利用実績に基づき算出しています。	┃│○H30~支給範囲の拡大(貸与)
補装具費の支給 利用件数 203 213 213 214 215 216	(各年度実件数) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 補 装 具 費 利用件数 210 202 210 210 210 210	
■日常生活用具の給付	■日常生活用具の給付	
宝宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特	在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特	
朱マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。	殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
生宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努め	在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努め	
ます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。	ます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。	
日常生活用具 の給付 A用件数 1,863 1,955 2,035 2,115 2,195 2,275	中成24年度 中成25年度 中成26年度 中成27年度 中成28年度 平成29年度 日常生活用具 利用件数 1,634 1,673 1,851 2,029 2,207 2,385	
■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	
E宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具	在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具	
を給付します。	を給付します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
E宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努め	在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努め	
ます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。 A年度実件数	ます。見込量は利用実績に基づき算出しています。	
平成27年度 (実績) 平成28年度 (実績) 平成30年度 (見通し) 平成31年度 (計画) 平成31年度 (計画) 小児慢性特定疾患 日常生活用具給付 利用件数 0 3 4 4 5	(各年度実件数) 平成24年度 平成25年度 平成27年度 平成27年度 平成29年度 日常生活用具 利用件数 ー 1 2 2 2 2 2 2	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■難聴児補聴器購入費助成事業	■難聴児補聴器購入費助成事業	
身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補	身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補	
聴器購入費用の一部を助成します。	聴器購入費用の一部を助成します。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適	サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適	
切なサービス提供を行います。	切なサービス提供を行います。	
各年度実件数	(各年度実件数)	
平成27年度 平成28年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 (実績) (実績) (計画) (計画)	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	
難聴児補聴器 利用件数 2 1 2 2 2	難聴児補聴器 利用件数 一 1 3 3 4 4	
■車いす等の貸与	■車いす等の貸与	
疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおい	疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおい	
て、一定期間、車いすの貸し出しを行います。	て、一定期間、車いすの貸し出しを行います。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(6)経済的支援	(6)経済的支援	
■各種福祉手当の支給	■各種福祉手当の支給	
・児童扶養手当の支給	・児童扶養手当の支給	
父 (母) と生計を同じくしていない児童を養育している母 (父) 、あるいは父母に代	父 (母) 親と生計を同じくしていない、又は父 (母) 親に重度の障がいがある場合、	
わって養育している人に、一定の条件のもとで児童扶養手当を支給します。	児童の母(父)親又は母(父)親に代わって養育している者に、一定の所得制限のう	
・特別児童扶養手当の支給	え、児童扶養手当を支給します。	
精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父	・特別児童扶養手当の支給	
母、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで特別児童扶養手	精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父親	
当を支給します。	 もしくは母親、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、特別児童扶養	
・障害基礎年金の支給	手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	
国民年金の加入者等が、病気やけがにより障がいと認定された場合に、一定の条件の	・障害基礎年金の支給	
もとで障がいの程度に応じた障害基礎年金を支給します。	障がいの原因となった病気やけがの初診日(障がいの原因のある疾病で初めて医師に	
	かかった日)において、20歳前の障がい又は国民年金の被保険者期間中(20~60歳未	
	満) もしくは国民年金の被保険者であった60~65歳未満の人に、その障がいの程度	
	(国民年金法による障害等級)により支給し、18歳までの子(国民年金法による1・	
	2級の障がいのある子は20歳未満)を扶養しているときは加算額を加えます。	
・特別障害者手当の支給	・特別障害者手当の支給	
著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅	著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在	
障がい者に対し、特別障害者手当を支給します。	宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる経済的な負	
・障害児福祉手当の支給	担の軽減を図ります。	
重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に	・障害児福祉手当の支給	
対し、障害児福祉手当を支給します。	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児	
	に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生じる経済的な負担の軽減を	
	図ります。	
■税の減免や助成制度	■各種助成制度や利用料の減免	
・自動車税・軽自動車税の減免	・自動車税・軽自動車税の減免	
一定以上の障がい等級に該当する障がい者が所有する自動車等について、本人または	一定以上の障がい等級に該当する障がい者で、障がい者本人が所有する自動車等につ	
家族が運転する場合等、一定の条件のもとで自動車税等の減免を行います。	いて、本人又は生計を一にする人が運転する場合に、自動車税等の減免を行います。	
・固定資産税の軽減	・固定資産税の軽減	
障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合	障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合	
に、固定資産税の軽減を行います。	に、固定資産税の軽減を行います。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(7)窓口・情報提供の充実	(7)窓口・情報提供の充実	
■障がい者に配慮した対応	■障がい者に配慮した対応	
障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁	障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁	
舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めま	舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めま	
す。	す。	
■広報紙やホームページ等による情報提供の充実	■広報紙やホームページ等による情報提供の充実	
広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやす	広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやす	
い情報提供に努めます。	い情報提供に努めます。	【追加】
また、視覚障がい者 <mark>のため</mark> 、市政情報を <mark>音声版に</mark> した声の広報や点字で作成した点字	また、視覚障がい者を対象に、市政情報を録音した声の広報や点字で作成した点字広	○声の広報をホームページで配信
広報を希望者に配布するほか、声の広報を市ホームページで配信します。	報を希望者に配布するとともに、市政広報番組「ラブリータウンいこま」において手	(H27~)
	話通訳を実施します。	
■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布	■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布	r\chai
障がい <mark>者の</mark> 福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子 <mark>「あゆみ」</mark> を作	障がい者の福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子を作成・配布しま	(追加)
成・配布します。また平成28年からは冊子の点訳・音訳にも取り組んでおり、今後情	す。	○声のあゆみ、あゆみ点字版の作成 /uoo 、
<u>報の電子化を図ります。</u>		(H28~)

第5期生駒巾障がい者偏低計画(第2部)新旧対照表(条) 第4期計画 第5期計画(素案) 第5期計画(素素) 第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画 第2部 障がい者福祉計画 第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制 第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(8) 意思疎通支援事業等の充実 (8) 意思疎通支援事業等の充実	
「(8) 息芯味旭又張争来寺の元夫 ■手話通訳者・要約筆記者等の確保 ■手話通訳者・要約筆記者仕員等の養成・確保	
■子品旭趴有・安利車記有寺の確保 聴覚障がい者の日常生活を円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活 を開発している。 「聴覚障がい者の日常生活を円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活」に対している。 「ではない。」といる。「ではない。」といる。「ではない。」というでは、「ではない。」というではない。「ではない。」というではない。これではないではない。これではないではない。これではないではないではない。これではないではないではないではないではないではない。これではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	中冷生時
	, ,
上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な <mark>意思疎通</mark> を図るため、手話通訳者、 <mark>要約</mark> 者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思	5の味通を凶
筆記者等の派遣を行っています。	
【実績・今後の方向性と見込量】 【実績・今後の方向性と見込量】	女笠 4. 太中十
手話通訳者、 <mark>要約筆記者等</mark> の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するは 手話通訳者、要約筆記奉仕員等の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修	
か、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等 るほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市	· · · · · ·
の行事には、手話通訳者、 <mark>要約筆記者</mark> 等の派遣を行います。見込量は利用実績と、今 会等の行事には、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。見込	<u>≦車は利用美 </u>
後のニーズ拡大を勘案して算出しています。 績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。	
平成27年度 平成28年度 平成30年度 平成30年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	(各年度実件数)
(実績) (実績) (見通し) (計画) (計画) (計画) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成27年度 平成28年度 平成28	
手話通訳者の派遣 利用件数 219 285 302 319 336 353 手話通訳 利用件数 216 197 216 216 216 216 変約 筆記 利用件数 39 42 45 48 55	
要約筆記者の派遣 利用件数 42 39 39 39 39 39	
(9) その他のサービス (9) その他のサービス	
■緊急通報システム事業	
一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し(500円/月)、 一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病	ҕ等の緊急時 ┃
急病等の緊急時には、 <mark>地域の協力員の支援や救急車の出動を要請するなど、</mark> 迅速かつ には、あらかじめ組織された地域支援体制によって、迅速かつ適切な対所	5を図るもの
適切な対応を図るものです。	
■FAX119事業・ <u>Web119事業</u> ■ファクス119番事業	
聴覚や音声機能等に障がいを有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXや 聴覚や音声機能等に障がいを有する者が、火災や急病等の緊急事態発生	寺にFAXで消 ││【追加 】
Webで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るも 防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図る	るものです。
のです。	
■ <u>緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業</u> (新設)	【新設】
聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やWeb119による要請を受けて手話通訳	┃○緊急時に対応した手話通訳者の派
者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。	遣 (H27~)
■身体障害者補助犬の貸与(県事業) ■盲導犬及び介助犬の貸与(県事業)	
重度の視覚障がい者、聴 <mark>覚障がい者や</mark> 肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸 重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与する	うことによ
与することにより、就労等社会参加活動を支援します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■中途失明者等生活訓練事業(県事業)	■中途失明者等生活訓練事業(県事業)	
重度の視覚障がいで自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を	重度の視覚障がいで自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を	
家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニ	家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニ	
ケーション訓練、日常生活訓練等を行います。	ケーション訓練、日常生活訓練等を行います。	
(削除)	<u>■位置情報提供システム事業</u>	【削除】
	徘徊の症状のある知的障がい者を対象に、GPS(位置情報システム)を用いた位置	○位置情報提供システム事業廃止に
	検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等に対して位置情報を提供します。	より削除
■ごみ収集福祉サービス「まごごろ収集事業」	■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」	
ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、	ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、	
自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市	自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市	
内全域で行います。	内全域で行います。	
2 相談支援の充実	2 相談支援の充実	
本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置	本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置	
し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する	し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する	
相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や <mark>児童</mark> を対象とした生活支援	相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や学齢児童を対象とした生活	
センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えていま	支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えてい	
す。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まる	ます。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高ま	【追加】
ものと考えられます。	るものと考えられます。	
障がい者が地域で自立して生活するためには、自分に合ったより良いサービス <mark>を自</mark> ら	障がい者が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し、自分に合っ	○強度行動障がい者相談支援事業 (1127)
選択できるよう、障がい者および障がい者を支える家族への相談支援体制の充実が必	た、より良いサービスを受けることができるよう、障がい者の生活全般にかかる相談	(H27~)
要です。 <u>また、多様な障がい者への円滑な福祉サービス提供体制づくりに向け、福祉</u>	支援体制とともに、障がい者を支える家族への相談支援体制の充実も必要です。	
サービス事業者向けの支援を行います。	また、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用の相談や、障がい	
さらに、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用や、障がい者の	者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する相談にも取り組んでいきます。	
虐待防止、養護者に対する支援 <mark>等の様々な</mark> 相談にも取り組んでいきます。		

						第5其	月生駒市陸	章がい者福	<u> </u>	(第2部)	新旧対	照表(案	()				,	
第5期計画(素案)									第4期計画									
第2部 障がい者福祉計画							第2部 障	第2部 障がい者福祉計画										
第2章 地域生活のための総合的な支援体制					第2章 地	第2章 地域生活のための総合的な支援体制												
(1) 相談窓口の充実					(1)相談窓口の充実													
■相談支援事業								■相談支援	事業の充実	実								
障がい者に対して	、障がい	種別やそ	の人の <mark>特</mark> t	生に合った	サービス	の情報提供	共および本	障がい者に	対して、阪	章がい種別	やその人に	こ合ったサ-	- ビスに関	する情報	提供、	相談		
人や家族に対する	適切な指	導・助言	を行うたる	め、専門的	な相談員	を設置する	るととも	サービスの	充実を図る	るため、専	門的な相談	炎員を設置し	ノ、本人又	てはその家	族から	の相談		
に、関係機関と連	連携した相	談体制の	充実に努る	めます。				に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努										
								めます。										
■計画相談支援・	児童相談	 支援						■計画相談	支援・児童	童相談支援								
障害福祉サービス	、障害児	通所サー	ビス又はナ	也域相談支	援を利用	する障がい	ハ者に対	障害福祉サ	ービス、『	章害児通所	サービスス	スは地域相談	炎支援を利	川用する障	がい者	に対		
し、相談支援専門	員がサー	・ビス利用	のためのヨ	支援や調整	を行い、	サービス	等利用計画	し、相談支	援専門員た	がサービス	利用のため	りの支援や記	周整を行し	、サービ	ス等利	用計画		
案又は児童支援利	」用計画案	を作成す	るとともに	こ、サーヒ	て等の利	用状況の	食証や計画	案又は児童	支援利用記	計画案を作	成するとと	こもに、サー	-ビス等の	利用状況	の検証	や計画		
の見直しを行いま	きす。							の見直しを行います。										
【実績・今後の方	が向性と見	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [【実績・今後の方向性と見込量】										
全ての対象者に提	≧供できる	よう、指	定特定相詞	談支援事業	者および	支援の担い	ハ手となる	平成27年	度から支約	給決定する	全ての対象	象者に提供で	できるよう	、指定特	定相談	支援事		
相談支援専門員の	量的、質	的確保に	努めます。					業者の確保	に努めます	す。また、	支援の担い	\手となるホ	目談支援専	評員の量	的、質	的確保		
						各年度月	平均件数	に努めます	0									
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度(計画)										(各年度月	平均件数)		
計画相談支援	利用件数	93	94		104	109	114			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成 28 年	度 平成	29 年度		
									双 利用件数							135		
児童相談支援	利用件数	76	89	96	103	110	117	児童相談支持	爰 利用件数	0	55	66	70) '7	4	77		
■地域移行支援								■地域移行	支援									
障がい者支援施設	と 等に入所	fしている	障がい者と	又は精神科	病院に入	院している	る精神障が	障害者支援	施設等にフ	入所してい	る障がい者	旨又は精神和	斗病院に2	、院してい	る精神	障がい		
い者及び刑事施設	と 等に収容	ぎれてい	る障がいる	者に対して	、住居の	確保やその	の他地域生	者及び刑事	施設等に収	収容されて	いる障がし	*者に対して	て、住居の	確保やそ	の他地	域生活		
活に移行するため	の活動に	関する相	談等を行い	います。				に移行する	ための活動	動に関する	相談等を行	ういます。						
【実績・今後の方向性と見込量】					【実績・今後の方向性と見込量】													
障がい者の地域移	3行に向け	、支援の	担い手とフ	なる相談支	援専門員	の量的、質	質的確保に	このサービ	スは平成2	24年度から	新設される	るサービス~	で、障がし	・者の地域	移行に	向け、		
努めます。								支援の担い	手となるホ	目談支援専	門員の量的	勺、質的確保	呆に努めま	きす。				
						各年度日	平均件数								(各年度)	月平均件数)		
		平成27年度 (実績)		平成29年度		平成31年度	平成32年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 27 年	变 平成 28 年	度平成	29年度		
地域移行支援	利用件数	(夫領)	(実績) O	(見通し)	(計画)	(計画)	(計画)	地域移行支援	夏 利用件数	0	1	1	2		2	3		
ジジャンフング	אלידו נדונייי	'		· '			<u>'</u>				'	'	-	'	-	~	П	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
■地域定着支援	■地域定着支援	
施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地	
域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因し	域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因し	
て生じた緊急の事態等に相談を行います。	て生じた緊急の事態等に相談を行います。	
【実績・今後の方向性と見込量】	【実績・今後の方向性と見込量】	
障がい者の地域移行及びひとり暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手と	障がい者の地域移行及び一人暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手とな	
なる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。	る相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。	
第年度 日本	(各年度月平均件数) 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 地域定着支援 利用件数 0 0 1 1 2 3	
■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進	■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進	
身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要	身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要	
な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力	な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力	
等、障がい者の福祉の向上を図ります。	等、障がい者の福祉の向上を図ります。	
■強度行動障がい者相談支援事業	(新設)	【新設】
特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供をめざし、		○強度行動障がい者相談支援事業
事業者に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。		(H27~)
(2) 自立支援協議会の機能の充実	(2) 自立支援協議会の機能の充実	
障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用に携わ	障がい者の地域での生活を支援するため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家	
る関係者・関係機関、障がい者およびその家族団体の相互の連携により、地域の課題	族並びに障がい者の福祉、医療、教育、雇用関係者の相互の連携により、地域の課題	
について情報を共有し、 <mark>その</mark> 解決のための支援体制の整備等について協議します。	について情報を共有し、課題解決のための支援体制の整備等について協議します。	
特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び	特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び	
改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運	改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運	
営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関するこ	営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関するこ	
と、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること	と、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること	
等を中心に協議し課題解決に努めます。	等を中心に協議し課題解決に努めます。	
自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担	自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担	
当者会と専門的な活動を実施する専門部会等を設置し、地域の課題解決に向けたきめ	当者会と専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ	
細かな取り組みに努めます。	細かな取り組みに努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
3 生活環境の充実	3 生活環境の充実	
誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等について	誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等について	
ユニバーサルデザイン・バリアフリー <mark>に配慮した</mark> 整備改修を進めます。	ユニバーサルデザイン化を進めるとともにバリアフリーの整備改修を進めます。	
また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携	また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携	
して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。	して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。	
(1)人にやさしい施設の整備	(1)人にやさしい施設の整備	
■公共施設の整備	■公共施設の整備	
障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる	障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる	
設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性	設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性	
に配慮した改修等に取り組みます。	に配慮した改修等に取り組みます。	
■道路や歩道の整備	■道路や歩道の整備	
誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリア	誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリア	
フリー化を進めます。	フリー化を進めます。	
■障がい者対応トイレの設置(オストメイト対応など)	■ 障がい者対応トイレの設置(オストメイト対応など)	
公共施設の新設 <mark>及び改修</mark> にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮	公共施設の新設にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備	【追加】
した設備の設置に努めるとともに、それらを「 <u>生駒おでかけトイレマップ」として紹</u>	の設置に努めます。	
<u>介</u> しています。		(H28)
		(=1)
(2)住まいの充実	(2) 住まいの充実	
■住宅改修費の支給	■住宅改修費の支給	
身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改	「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに基づく事業で、一定条件に該当する身体	
修に要する経費を助成します。	障がい者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成し	
	ます。	
■市営住宅のバリアフリー化の推進	■市営住宅のバリアフリー化の推進	
障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設 <mark>の</mark> バリアフリー化に努めます。	障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設には、バリアフリー化に努めま	
	す。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(3) 障がい者への防災対策の充実	(3) 障がい者への防災対策の充実	
■災害時要援護者の把握及び <mark>避難</mark> 体制 <mark>整備</mark> の推進	■災害時要援護者の把握及び支援体制の推進	
障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係	障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係	
機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。	機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。	
また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向け	また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向け	
た支援を行います。	た支援を行います。	
■避難所における障がい者への配慮	■避難所における障がい者への配慮	
各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握しま	一般の避難所での生活が困難な障がい者に対して、福祉避難所での対応に努めます。	
す。		
避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレなどの設置に努め、できる限		
り細やかに聞取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。		
また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される		
場合には、福祉避難所等での対応に努めます。		
■医療や介護サービスの確保	■医療や介護サービスの確保	
本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時にお	本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時にお	
ける医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病	ける医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病	
者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。	者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等の備蓄をすすめます。	
また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の	また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の	
協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。	協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての	障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての	
市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。 平成28年4月に「障害を理由と	市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者の社会参加が進んでき	
する差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」および「奈良県障害のあ	たことなどによって、日常的な交流を通じた理解が広がってきてはいるものの、精神	
る人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行される中、本市において	障がい、知的障がい、発達障がい、難病等、目に見えない障がいに対しては、その特	richtel.
はあらゆる場面での障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や社会的障壁等の「障が	性や必要な配慮等について、まだまだ理解が得られていないのが現状です。	(追加)
いを理由とする差別」解消に向けて取り組んでいます。	今後においては、これらの障がいを含むすべての障がいに対して、地域をはじめ、家	○障害者差別解消法、奈良県障害の
今後も、地域をはじめ家庭、学校、職場等の様々な場で、 <mark>障がいに関する</mark> 学習や障が	庭、学校、職場等の様々な場で、学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい	ある人もない人もともに暮らしやす
い者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組み <mark>を進める</mark>	者についての理解を深める取り組みとともに、障がい者へのちょっとした配慮や手助	い社会づくり条例の施行(H28~)
とともに、 <u>あいサポート運動の推進やヘルプカードの普及を</u> 図り、障がい者への配慮	けができるよう普及・啓発に積極的に取り組んでいきます。	○アイサポート運動、ヘルプカード
や手助けが自然なこととなる環境づくりを促進します。	また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害	の普及(H27~)
また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害	されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁	
されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁	護に対する取り組みを推進します。	
護に対する取り組みを推進します。		
1 啓発・交流による障がい者理解	1 交流・啓発による障がい者理解	
共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うととも	共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うととも	
に、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理	に、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理	
解を深める啓発や交流活動を推進します。	解を深める啓発や交流活動を推進します。	
さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている	さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている	
様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとして、共助の担	様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとして、共助の担	
い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。	い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。	
(1)啓発・広報活動の推進	(1)啓発・広報活動の推進	
■広報紙やホームページ等による情報提供の充実	■広報紙などによる啓発活動の推進	
障がい者理解に向けた記事の掲載など、より多くの市民に障がい者への理解が得られ	障がい者理解に向けた記事の掲載など、より多くの市民に障がい者への理解が得られ	
るよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。	るよう、広報紙による啓発活動をさらに充実します。	
■「障害者週間」キャンペーン	■「障害者週間」キャンペーン	
12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての	12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉につ	
関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的	いての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めること	
として、街頭啓発や講演会等を行います。	を目的として、街頭啓発や講演会等を行います。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
■擬似体験講座の実施	■擬似体験講座の実施	
車いすやアイマスクを着用しての歩行など、体の動きや機能が制限された状態を体感	車いすやアイマスクを着用しての歩行など、体の動きや機能が制限された状態を体感	
することにより、普段気づかないバリアについてさまざまな角度から考えることがで	することにより、普段気づかないバリアについてさまざまな角度から考えることがで	
きるよう、今後も継続的に実施していきます。	きるよう、今後も継続的に実施していきます。	
■「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催	■「障がい」の理解に関する講演会・研修会の開催	
障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるよ	障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるよ	
うに、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに <mark>対する理解</mark>	うに、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに関する講演	
を深める講演会や研修会等を開催します。	会や研修会等を開催します。	
■情報伝達のバリアフリー	■情報伝達のバリアフリー	
聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙において	聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙において	
は、点訳や音訳 <mark>を行います。</mark> また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮	は、点訳や音訳、また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に努めま	
に努めます。	す。	
・手話通訳者・要約筆記者の派遣	・手話通訳者・要約筆記者の派遣	
講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	
・奉仕員等養成研修事業	・奉仕員等養成研修事業	
手話通訳、要約筆記、 <mark>点訳や音訳</mark> 等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図	手話通訳や要約筆記等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。	
ります。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
(2)交流・ふれ合いの促進	(2)交流・ふれ合いの促進	
■障がいのある人とない人がふれ合うイベントの開催	■市全域を対象としたつどいの開催	【追加】
<u>「ユニバーサルキャンプ in 生駒</u> 」等のイベントを開催し、障がいのある人とない人が	市民一人ひとりが健康で生きがいを持って過ごすことができる地域の推進を目的とし	○ユニバーサルキャンプin生駒
ともにふれ合い、多様性や思いやりを学ぶ場づくりに努めます。	て、市民の健康と意識の高揚を図ります。	(H27∼)
■福祉センター事業	■福祉センター事業	
福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がい <mark>のある人とない人との</mark> 交流の場を提	福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がい者と健常者の交流の場を提供すると	
供するとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。	ともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。	
■障がい者関係団体の活動支援	■障がい者関係団体の活動支援	
障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。	障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。	
(3) 障がい者理解に向けた取り組みの強化	(3) 障がい者理解に向けた取り組みの強化	
■学校における取り組み	■学校における取り組み	
道徳や総合的な学習の中で障がいに対する理解を深め、その人が持っている障がいを	障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、	
含めて個性としてとらえる心を育む取り組みを行います。	子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取り組みを推進します。	
障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、		
子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取り組みを推進します。		
■地域における取り組み	■地域における取り組み	
共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、	共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、	
支援者をまじえた講演会等、障がい者への理解に向けた取り組みを推進します。	支援者をまじえた講演会等、障がい者への理解に向けた取り組みを推進します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
■市職員に対する研修等の充実	■市職員に対する研修等の充実	
「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基	市の職員として、障がいを正しく認識し、障がい者に対する理解を深めるため、障が	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適	い者や障がい特性をテーマとした研修の強化に努めます。	(追加)
切な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。	また、生駒市役所で障がい者の職場体験受け入れ事業を行い、職員が障がいについて	○「生駒市における障がいを理由と
また、生駒市役所で障がい者の職場体験受け入れ事業を行い、職員が障がいについて	理解を深める機会を増やします。	する差別の解消の推進に関する職員
理解を深める機会を増やします。		対応要領」
■企業等への働きかけ	■企業等への働きかけ	
企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施するなど、障がいについての理解	企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施するなど、障がいについての理解	
を深め、障がい者雇用の推進に向けた取り組みに努めます。	を深め、障がい者雇用の推進に向けた取り組みに努めます。	
■あいサポート運動の <mark>推進</mark>	■あいサポート運動の取り組み	
障がい者の特性や必要な配慮などを理解し、日常における困りごとを手助けできる	障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会をめざし、障がい者の特性	
「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援	や困っていること・必要な配慮などを理解して、日常生活においてちょっとした手助	
の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布しています。	けができることを目的として、研修会の開催や「あいサポーター」の養成など「あい	
	サポート運動」の取り組みをすすめます。	
■ヘルプカードの普及	(新設)	
「ヘルプカード」は、困りごとや緊急時の連絡先を自分では伝えられない障がい者		For and
が、予めカードに必要事項を記載し普段から身に着けておくことで、緊急時に助けを		(新設)
求めやすくするものです。今後さらに「ヘルプカード」の認知度を高める必要があ		○ヘルプカードの普及(H27~)
り、効果的な普及啓発に努めます。		
(4)ボランティア活動の推進	(4)ボランティア活動の推進	
■ボランティアの育成および活動のコーディネート	■ボランティアの育成	
手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援す	手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援す	
るボランティアの育成および活動のコーディネートに努めます。	るボランティアの育成に努めます。	
(削除)	■ボランティア活動のコーディネート	【統合】
	市民活動推進センターららポートにおいて、ボランティア活動を希望する人に、希望	○ボランティアの育成とコーディ
	する活動のコーディネートを行います。	ネートを統合

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	VIII 75
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
2 権利擁護に対する支援	2 権利擁護に対する支援	
	平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法	
	律」が施行されました。この法律に基づき、障がい者虐待に関する相談や通報の窓口	
護支援センターの機能充実に努めます。特に、知的障がい、精神障がいにより判断能		
力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う	機関が連携して早期対応を図ります。	
	また、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常	
促進を図ります。	生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について広報紙やホーム	
	ページ、講演会等を通じて幅広く周知を図り、利用促進するとともに、制度の活用の	
一の発生時には早期対応を図ります。 	体制整備のほか、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる窓口の充	
	実、また虐待防止に向けた取り組みなど、障がい者の権利擁護事業を強化します。	
	さらに、平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害	
	者差別解消法)が成立しました。この法律では、行政機関や事業者による障がい者に	
	対する『差別的取り扱い』を禁止し、『社会的障壁の除去』を実施するための合理的	
	配慮をおこなうこととされています。平成28年度の施行に向けて、国の動向などを	
	踏まえ、障がい者の差別を解消するための支援措置の取り組みに努めます。	
(1)権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進	
<u>■権利擁護支援センターによる支援</u>	(新設)	
知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な		【新設】
限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談		○権利擁護支援センターの設置
や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、		(H27~)
普及・啓発に努めます。		
■福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	■福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)	
判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービ	判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービ	
スの利用相談や援助、金銭管理のお手伝いをする制度です。	スの利用相談や援助、金銭管理のお手伝いをする制度です。	
高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等で、自分に必要な福祉サービスを選んだ	高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等で、自分に必要な福祉サービスを選んだ	
り、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることが困難な方への支援サービス	り、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることが困難な方への支援サービス	
で、生駒市権利擁護支援センターが窓口となっています。	で、生駒市社会福祉協議会が窓口となっています。	
■成年後見制度の周知	■成年後見制度の周知	
判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制	判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制	
度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生	度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生	
活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。	活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
■成年後見制度利用支援事業	■成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者につい	成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者につい	
ては申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。	ては申請に要する経費や成年後見人などへの報酬の助成を行います。	
■成年後見制度法人後見支援事業	■成年後見制度法人後見支援事業	
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制	
を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	
■障害者虐待防止センター <mark>による早期対応</mark>	■障害者虐待防止センターの設置	
障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。	障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。	
また、虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連	また、虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連	
携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期	携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期	
対応、早期解決を図ります。	対応、早期解決を図ります。	
■相談窓口の充実と周知	■相談窓口の充実と周知	
障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談	障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談	
サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談	サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談	
に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努	に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努	
めます。	めます。	
また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、安心	また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、安心	
感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。	感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を	障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を	
送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活	送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活	
動への参加機会の拡充等が必要です。	動への参加機会の拡充等が必要です。	
また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質(QOL)を	また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質(QOL)を	
向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も	向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も	
期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる	期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる	
場・機会を設けるよう努めます。	場・機会を設けるよう努めます。	
障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会	障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会	
参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。	参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。	
そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことがで	そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことがで	
き、また就労を継続できるよう、就労の場の確保をすすめるとともに、雇用者に対す	き、また就労を継続できるよう、就労の場の確保をすすめるとともに、雇用者に対す	
る障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。	る障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。	
1 社会参加への支援	1 社会参加への支援	
スポーツ・文化活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、こ	文化活動やスポーツ活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方	
れらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、	で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができる	
社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供などの	よう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供	
側面からの支援の充実に努めます。	などの側面からの支援の充実に努めます。	
(1) 活動の機会の確保	(1)活動の機会の確保	
■福祉センター事業の充実	■福祉センター事業の充実	
障がい者の生きいきとした日常生活と社会参加を支援するため、引き続き各種教室の	障がい者が生き生きと日常生活を送ることができ、社会活動に参加できるよう、各種	
開催や意思疎通支援のための事業などを実施するとともに、今後の支援ニーズ多様化	教室の開催や意思疎通支援のための事業など福祉センター事業で実施する事業の充実	
を見据え、福祉センター事業の充実を図ります。	を図ります。	
■自発的活動(ピアサポート)の支援	■自発的活動(ピアサポート)の支援	
障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経	障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経	
験をもとに語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取り組み(ピアサポー	験をもとに語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取り組み(ピアサポー	
ト)を支援し充実を図ります。	ト)を支援し充実を図ります。	
■外出支援の充実	■外出支援の充実	
	移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障が	
い者が社会参加できるよう支援します。	い者が社会参加できるよう支援します。	
■情報提供の充実	■情報提供の充実	
スポーツ・文化活動のイベント等開催にあたっては、障がい者が利用しやすいよう情	障がい者が利用しやすいよう、文化・スポーツ活動のイベント等、情報発信を工夫し	
報発信を工夫します。	ます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
■福祉有償輸送の適切な運営	■福祉有償運送の適切な運営	
社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共	社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共	
交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所などの外出	交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所などの外出	
をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適	をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適	
切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。	切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。	
(2) スポーツ・文化活動等の推進	(2)スポーツ・文化活動等の推進	
スポーツイベント等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のス	スポーツ大会等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポー	
ポーツ用具・設備の設置など、障がい者のスポーツ活動を推進します。	ツ用具・設備の設置など、障がい者のスポーツ活動を推進します。	
また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい	また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい	
環境づくりに努めます。	環境づくりに努めます。	
2 就労支援の充実	2 就労支援の充実	
障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハ	障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハ	
ローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着	ローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着	【新設】
のための支援を推進します。	のための支援体制の整備が必要です。	○生駒山麓公園、市役所、市内事業
一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的	一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的	所等における障がい者雇用の場の拡
就労について、「障がい者働く応援プログラムいこま」として、生駒山麓公園など市	就労について、事業所等の協力を得て提供施設を開設することなど就労の場の確保に	大(マニフェスト)
所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先	積極的に努めます。	へ (ヾーノェヘト) ○ 「障がい者働く応援プログラムい
<u>的調達の拡大など総合的に取り組む</u> ことにより、市内における多様な就労の場の確保	また、障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進など、様々な角	○ 「陸がい有関へ応援プログラムい
に努めます。	度から就労支援を充実し、さらに福祉的就労から一般就労への移行等の推進を図りま	[C &]
	す。	
(1) 多様な働き方の支援	(1) 雇用の促進と安定	
■雇用を促進するための啓発活動の推進	■雇用を促進するための啓発活動の推進	
障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワー	障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワー	
ク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用につい	ク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用につい	
て、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受け入れ	て、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受け入れ	
事業所の拡大が図られるよう理解と啓発に努めます。	事業所の拡大が図られるよう理解と啓発に努めます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
■相談窓口の利用促進・情報提供の推進	■相談窓口の利用促進・情報提供の推進	
ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活	ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活	
支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び	支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び	
各種相談支援事業者との連携を図ります。	各種相談支援事業者との連携を図ります。また、「障害者就業・生活支援センター」	
	の出張窓口相談を市内に開設します。	
■就労定着支援	(新設)	
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課		【新設】
題の把握およびその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連		○就労定着支援の新設(H30~)
絡調整を行います。		
(1)と統合し削除	(2) 福祉的就労の支援	
■就労移行支援	■就労移行支援	
就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就	
労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
■就労継続支援	■就労継続支援	
通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、	通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、	
生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のた	生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のた	
めに必要な訓練を行います。	めに必要な訓練を行います。	
■農福連携の推進		
農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や		【新設】
工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組みを推進します。		○農福連携の推進

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
(2)_「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進	(新設)	
本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プ	(新設)	
ログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体		
験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援		
の拡大を図るものです。		
「障がい者働く応援プログラムいこま」のイメージ ・ 障がい者就労支援施設 等からの物品や役務の 優先的調達の推進 「働く」 を支える ・ 授産品の販路 拡大への支援 ・ ふるさと納税 返礼品への指定 ・ 市所有施設における就労支援 ・ 市所有施設における就労支援		【新設】 ○「障がい者働く応援プログラムい こま」
	■生駒市役所における職場体験受け入れ事業 □ はいれば、「なく」といる思ないない。 ディネストラー は 四本 短点 ない まません	
障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事 業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場	障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事 業所 「障害者詳業・生活支援センター」等の関係機関との連携のまと 実体験の場	
	表が、「障害者就来・生活又抜セノメー」寺の関係機関との連携のもと、美体駅の場 として生駒市役所において職場体験の受け入れを積極的に行います。	
れ拡大をめざします。	○ ○ ○ 工売リロス/ハドによりゃ・○ 相外の別で成文シス リ 八月 い ○ 1只122日 リャーは り 。	
市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、公共施設における販売ス		【追加】
ペース確保や、 <u>授産品のふるさと納税返礼品への指定等</u> 、販路拡大に向けた支援を行	販売活動を支援します。	○授産品のふるさと納税返礼品への
います。	特に、生駒市役所等関連施設での授産品の販売については、社会福祉法人等と一体と	指定

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進	■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進	
障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入及び役務の発注について	障害者優先調達推進法に基づき、毎年、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調	
情報発信を行うとともに、全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図りま	達の目標などを定めた「生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績	
す。また、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標などを定めた「生駒	を公表します。	
市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を <mark>毎年度</mark> 公表します。	また、市役所における物品の購入及び役務の発注について、情報発信を行うとともに	
	全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ります。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
1 計画の推進体制	1 推進体制の強化	
本計画は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育等、分野横断的な課題に対して総合	障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活	
的に取り組む方針を示すものであるため、本市においては福祉部局を中心に庁内関連部	を営むことができるよう地域における利用しやすいサービス体制づくりと、互いに尊重	
局が連携するとともに、外部の各機関・団体とも連携して取り組みます。	し、共に支え合い、助け合う、地域福祉の体制づくりを推進し、「住民一人ひとりの想	
	いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現をめざしていきます。	
■ 間が機能 口仕 ルピレの古様		
■関係機関・団体、地域との連携		
コミュニティ機能強化に向けて、当事者団体および家族会、民生委員・児童委員連合		
会、医師会、ボランティア団体、自治会等の関係機関・団体、地域と連携して、ネット		
ワーク形成に努めます。 ■社会福祉協議会との連携		
■社芸価組励議会との連携 住民との協働により、各地域の実情に応じた地域福祉を推進していくため、社会福祉協		
議会と連携し、地域福祉活動の推進に努めます。		
成立と生物し、地域佃佃石刻の住居に力めより。		
■自立支援協議会との連携		
障がい者の福祉、保健、医療、教育、雇用に携わる関係者・関係機関、障がい者および		
その家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のため		
の支援体制の整備等について協議します。		
■国、県との連携		
計画の円滑な推進に向けて国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行いま		
す。		

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制 <mark>と進行管理</mark>	(新設)	
(統合)	(1)地域や関係機関との連携	
	生活介護や就労支援などの自立支援、権利擁護や啓発等、障がい者を取り巻く様々な課	
	題について、今後も社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、医師会、自治会、当	
	事者及び家族会、ボランティア団体等の関係機関と連携し、総合的・継続的なケアの提	
	供に努めます。	
	このため、障がい者の地域での生活を支援するため、障がい福祉に関する関係機関によ	
	る連携や相談支援等、地域の課題解決に向けて自立支援協議会で協議をしています。	
	自立支援協議会は、相談支援事業と連携を図りながら、生活支援センター職員で構成す	
	る担当者会や専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたき	【統合】
	め細かい取り組みができるよう努めています。	記述の簡素化
	また、ボランティアの養成、育成や既存のボランティア活動への支援等、インフォーマ	
	ルなサービスを含めた身近な地域での見守り体制の強化をめざし、地域コミュニティ機	
	能を高めるよう、関係機関や市民活動団体との連携を図っています。	
(統合)	(2) 国、県との連携	
	計画の推進にあたっては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事	
	業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を	
	行います。	
(統合)	2 地域のネットワークの推進	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
(統合)	今後、少子高齢化と核家族化が進む中で、誰もが生涯を通じて生きがいを持ち、社会参	
	加を果たすためには、身近な地域での環境づくりがますます重要となります。特に、一	
	人暮らしや高齢の親等から介護を受けている障がい者が、地域で安心して毎日を送るた	
	めにも、身近な地域での日常的な交流や助け合いが重要です。このことから、日常的な	
	交流の場や市民自らの地域活動を重要な柱と位置づけ、支える側の誰もが生き生きと活	
	動できるよう、また支えられる側の誰もが安心して過ごせるような地域のネットワーク	
	を築く必要があります。	
	具体的な活動としては、地域で暮らす住民が様々な障がいの特性や障がい者が困ってい	
	ること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で配慮を実践していく「あい	
	サポート運動」や同じ障がいや悩みなどを抱えている障がい当事者同士が、協働的にサ	
	ポートを行う相互支援(ピアサポート)などの取り組みも大切です。	
(統合)	これらの活動を通じて、障がい者は他人に支えられている意識と、生活に活力を生みだ	
	すことにつながることが期待されます。また、主に支援される側の障がい者が支援する	【統合】
	側に回ることにより社会に貢献しているという意識や生きがいを生み出すことができ、	記述の簡素化
	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能になります。	
	地域のネットワークには、民生委員・児童委員、自治会及び各ボランティアグループ等	
	の関わりがますます重要になっており、今後は、より多くの市民参加のもと、本市、生	
	駒市社会福祉協議会、関係団体等が連携してネットワークの形成に向けた取り組みを行	
	います。	
(統合)	3 社会福祉協議会との連携強化	
(統合)	地域福祉を推進していくためには、住民との協働が重要であり、それぞれの地域の実情	
	に即した地域活動を展開していくことが必要です。	
	社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な役割を果たす組織として法律で位	
	置づけられていることから、さらに、生駒市社会福祉協議会と協働し、地域福祉活動の	
	推進に努めていきます。	
	そのため、社会福祉協議会が持つ独自の地域福祉ネットワークなどを活用しながら、成	
	年後見制度の充実や障がい者理解に関する啓発活動などの事業を通じて、連携をさらに	
	強化していきます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
(統合)	4 各地域における啓発と福祉活動の活性化	
(統合)	障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援の機能強化を図る必要が	
	あるとされています。障がい者自身が地域住民の一員となった際に地域の理解が不可欠	
	です。	
	本市では、自治会をはじめとする地域単位の組織が活発に活動しており、地域の福祉活	
	動にも幅広く対応されています。しかしながら、これら地域単位の組織全てが、障がい	
	者福祉に関して深い理解を有しているわけではありません。そのため、これらの組織に	
	対し、市職員による出前講座やあいサポート運動、講演会等を通じて、さらに理解を深	
	め、福祉活動が活性化するよう啓発に努めます。	
	また、障がい者が地域で定着できるよう、親元からの自立を希望する者に対する支援等	Fot A I
	をすすめ、地域の暮らしの安心感を担保するため、相談やサービス拠点の整備及びコー	【統合】
	ディネーターの配置等による地域の体制づくりをすすめていきます。	記述の簡素化
(統合)	5 行政としての推進体制	
(統合)	本計画は、保健・医療・福祉分野のみならず、総合的な支援に取り組む方針を示すもの	
	です。この計画に基づき、市民への保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供を強	
	化するとともに、障がい者に対する福祉施策や自立支援、権利擁護等に総合的に取り組	
	みます。	
	そのためにも、福祉部局を中心に庁内関連部局と連携するとともに、職員についても、	
	専門的な資質や能力だけでなく総合的な視野を持って業務が遂行できるよう、市職員の	
	研修等の拡充に努め、各種施策・事業を推進していきます。	

第5期計画(素案)	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
2 計画の進行管理	6 計画の進行管理	
本計画の着実な推進に向け、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとと	計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進される	
もに、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況を <mark>定期的に</mark> 点検・評価し	ものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況	
(Check)、改善する(Act)「PDCAサイクル」を適切に運用し計画の実効性を高めま	を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になりま	
す。あわせて、 <mark>自立支援協議会等の場を通じ</mark> て有識者などから意見を聴取し、計画推進	す。	
に際しての課題を抽出するとともに、随時これらへの対応策の検討を行います。	そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期	
	的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していく	
	ことが求められます。	
	障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評	
	価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講	
	じること(PDCAサイクル)とされています。計画の見込量や目標数値等の進行管理	
	については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行	
	うとともに、有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題の抽出と対応策に	
	ついて検討を行っていきます。	